

令和4年度 静岡県特定最低賃金改定状況

件名	改正後 (円)	改正前 (円)	引上額(円)	引上率	発効日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金	-	915	-	-	(令和3年12月20日)
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	979	954	25	2.62%	令和4年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	995	970	25	2.58%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	964	939	25	2.66%	

「タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金」については、改正の必要性の有無について「必要性あり」との結論に達し得なかった」として、改正決定の諮問が行われなかったもの。